

建築主・設計者	沖縄建築確認検査センター	消防	構造計算 適合性判 定機関 (適判)
<p>●事前調査等</p> <p>※申請後の変更がないよう、事前の十分な調査と協議をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートに基づき書類等作成 ・市町村等で事前調査等を行い、「現地調査票」「調整事項に関する届け出」を作成 ・消防と事前協議 	<p>←</p> <p>→</p> <p>事前相談： 相談事項をまとめ、なるべくご予約にてご相談を願います。</p>	<p>事前協議</p>	
<p>●確認申請書の提出</p> <p>※申請書及び添付書類については、「確認申請時における書類・図面等の添付位置について」をご参照ください。 ※「沖縄県建築確認申請等運用要綱」を充分ご確認ください。</p>	<p>→</p> <p>●確認申請受理(引受証交付)</p> <p>※書類の不備等により受付できない場合がございます。</p> <p>●審査開始</p> <p>①現場調査 ※実施する場合は交通費等有敷地状況・道路状況の確認</p> <p>②本審査(担当者及び確認検査員) ※意匠設備審査と構造審査を審査指針(チェックリスト)に基づき、各専任の担当者による審査を行います。</p>		
<p>●手数料等のお振込</p> <p>※御請求書に振込み内容が確認できる書面を添付の上、FAX 等にてご返信願います。</p>			
<p>●回答(期限付き)</p> <p>←</p> <p>→</p>	<p>●審査結果のお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘事項がある場合 ①「補正通知」にて補正等を通知いたします。期限内に回答願います。業務期限は保留されません。 ②期限内に回答できない場合 申請者宛てに「法定通知」を交付し、期間を延長します。業務期限は保留となり、回答後、再開いたします。 		
	<p>●適判による並行審査を行う場合</p> <p>①「並行審査における確認事項」等に基づき構造審査</p> <p>②意匠設備審査</p> <p>※上記審査後、適判による並行審査が可能な場合は、並行審査を行います。</p> <p>※内容により並行審査ができない場合は、通常審査を行います。</p> <p>●消防同意</p> <p>並行審査時または通常審査終了後</p>	<p>→ 並行審査</p> <p>→ 消防審査</p>	
	<p>●消防及び適判判定</p> <p>同意後かつ適判適合通知の受理</p> <p>←</p> <p>←</p> <p>消防同意</p>		<p>← 適合性判定</p>
	<p>●確認処理</p> <p>「確認済証」交付</p>		